

静岡県告示第296号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年3月26日

静岡県知事 川勝平太

1 施行者の名称

藤枝市

2 都市計画事業の種類及び名称

志太広域都市計画下水道事業藤枝市公共下水道

3 事業施行期間

自 昭和50年12月26日

至 令和10年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

(汚水)

昭和50年静岡県告示第1056号、昭和55年静岡県告示第400号、昭和57年静岡県告示第753号、昭和59年静岡県告示第54号、昭和61年静岡県告示第936号、平成元年静岡県告示第486号、平成4年静岡県告示第279号、平成10年静岡県告示第37号、平成16年静岡県告示第460号、平成22年静岡県告示第859号、平成27年静岡県告示第240号及び平成30年静岡県告示第311号の事業地に、静岡県藤枝市大字上藪田、同大字下藪田、大字中藪田、大字清里二丁目及び大字時ヶ谷地内の事業地の一部を削除する。

(雨水)

昭和50年静岡県告示第1056号、昭和55年静岡県告示第400号、昭和57年静岡県告示第753号、昭和59年静岡県告示第54号、昭和61年静岡県告示第936号、平成元年静岡県告示第486号、平成4年静岡県告示第279号、平成10年静岡県告示第37号、平成16年静岡県告示第460号、平成22年静岡県告示第859号、平成27年静岡県告示第240号及び平成30年静岡県告示第311号の事業地に、静岡県藤枝市大字高柳三丁目、同大字高柳四丁目、大字高柳及び大字兵太夫地内の事業地の一部を追加する。